

消費者問題の複雑化と運動の新たな展開

1970年代前半の物価狂乱のあと、今度は円高によって輸出が打撃を受け、70年代後半は不況に見舞われます。大企業が「減量経営」で従業員の一時帰休や賃金削減・解雇を行い、中小企業の倒産も毎年1千件を超えます。一方で円高によって為替差益を出した輸入部門もあったことから、原価が下がった電力・ガス料金、石油製品について、価格引き下げをもとめる「差益還元運動」が取り組まれます。また有害商品や環境汚染の問題は依然大きな問題となっていて、引き続き消費者運動の重要なテーマとして、食品添加物や合成洗剤の問題などをはじめとして、幅広い取り組みが進められていきます。そしてそれまでの経験の積み重ねの中で、「消費者の権利」の確立、消費者の被害救済を中心に消費者行政の充実を求める運動も始まります。

また、経済成長の負の側面について、経済界や政府に対する警鐘をならし、具体的な問題解決をもとめて成長してきた消費者運動ですが、これをなんとか抑制したい経済界からもこの時期、紛争の防止策や地方都市の振興などの、さまざまな政策的提案が行われています。

76年のロッキード事件によって汚職や金権政治への批判が高まりましたが、あわせて、自動車排ガス規制の後退や、灯油・石油製品の値上げの容認など、国民の生活や健康にかかわる問題であっても、政策がゆがめられる構造があることが、広く一般消費者に認識されるようになりました。また78年に一般消費税の新設が政府から打ち出された際には、一般消費税に反対する大国民運動が展開されました。財政危機だからといって、単純に増税するのではなく、まず不公平な税制度を改め、ムダ使いをやめて歳出削減をすべきであるとの主張でした。これは消費者団体だけでなく、小売業の団体なども入った幅広い運動となりました。

全国消団連のあゆみ	社会の動き
2月~10月 国鉄、電話、電力等の値上げ反対、独禁法強化改正行動 12月 全国消団連結20周年集会	2月 ロッキード事件発覚 6月 訪問販売法公布 9月 川崎市議会が環境アセスメント条例制定
2月 国鉄運賃と独禁法問題で各政党との懇談と運輸大臣交渉 4月 国鉄運賃シンポ 7月 農民と消費者の交流集会 10月 消費者被害の回復と消費者権利シンポ 11月 円高差益還元、物価値下げで経企庁要請	5月 独占禁止法改正案成立 10月 大阪で初のサラ金被害者の会結成 政府税調が一般消費税導入を答申
6月 医療費の値下げ、一般消費税の新設をはねかえす代表者集会 7月 IOCU(現CI) ロンドン大会に参加	8月 サラ金による自殺が急増 9月 円高差益還元要求する決起集会
2月 一般消費税阻止、物価値上げ反対、消費者団体中央集会(全国消団連・消費者6団体) 5月 サラ金規制法案について国会要請行動 6月 狂乱物価再来阻止消費者集会 9月 灯油値上げ反対、狂乱物価再来阻止総決起集会	1月 第2次オイルショック 6月 地方議会の一般消費税反対決議が1061にのぼる 10月 一般消費税の導入を絶対に許さない国民総決起集会 琵琶湖浄化のためリン洗剤禁止条例可決

用語解説

ジュース裁判

1971(昭和46)年、団体としての主婦連合会と、個人としての奥むめお(会長)が、果実飲料の公正競争規約において、無果汁飲料については「無果汁」と表示するよう要求したが受け入れられなかったため、公正取引委員会に不服申し立てを行った。しかし公取委は、団体にも個人にも、不服申し立ての資格がないとの審決を行った。公正競争規約は景品表示法によって定められた制度であるため、消費者団体にも個人にも不服申し立てができないとの判例が残れば、今後消費者にとって不利な規約が決められた場合でも、内容を是正することができなくなる。そのため主婦連は東京高裁へ提訴したが訴えを退けられ、最高裁へ上告したものの、最高裁は78年に公取委を支持し、主婦連は敗訴した。しかしこの間に公取委は業者に対して「無果汁」と表示するよう告示を出しているため、実質的には消費者の要求は受け入れられたことになる。

しかし、判例は残っており、今後の課題である。またこの裁判が提示した消費者団体の訴訟権の有無というテーマは、2006年5月に成立した「消費者団体訴訟制度」(*41ページ)へとつながっている。

消費者保護基本法

1968年制定。危害の防止、計量・規格・表示の適正化、公正で自由な競争の確保、啓発活動および教育の推進、消費者の意見反映、試験・検査等の施設の整備、消費者の組織化などの20か条からなる。さらに農林水産省・通産省・経済企画庁にそれぞれ消費者保護を担当するセクションがつけられ、また地方自治体にも国の助成によって消費者センターがつけられた。2004年に改正されて消費者の権利の尊重と自立の支援を基本理念とする「消費者基本法」となった。

豊田商事事件

金の地金を用いた現物まがい商法によって、数万人が被害者を受けた。2000億円近い被害が生じたと見積もられている。被害者の多くが高齢者で、老後の生活資金を失うなど、その影響は深刻だった。